

令和2年(ワ)第29号、第172号、第197号、第348号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]ほか23名

被告 国ほか2名

求釈明に対する回答書

令和3年3月17日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

尾島 祐太郎

栗田 晃 功

山本 篤 典

阿賀谷 洋 亮

吉田 直 人

青石 康 幸

宮谷 千 穂

山岡 航 大

井上 清 敬

高橋 淳 二

真木 津 吉

中沢 理 恵

栗栖 優

阿 部 勝 義  代
山 崎 元 司  代
入 星 亮 介  代
清 水 宰  代
坂 本 雄 彦  代

被告国は、本書面において、原告らの令和3年1月25日付け準備書面4の「第2 釈明」における求釈明に対し、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

1 「1 被告国第2準備書面の35頁6行目から同頁20行目までの確認」について

原告らの理解は不正確であり、正確には、被告国の令和2年10月30日付け第2準備書面（以下「被告国第2準備書面」という。）35ページで述べたとおり、異常洪水時防災操作を早めざるを得ないと判断に至った要因は、放流量の予測の変化ではなく、流入量についての予測の変化であり、具体的には、平成30年7月7日午前6時に最大流入量の予測値が急増したからである。

2 「2 ホットラインによる山鳥坂ダム工事事務所長からの連絡」について

山鳥坂ダム工事事務所長が平成30年7月7日午前6時50分に大洲市長に対してホットラインで連絡した情報は、肱川洪水予測システムにおいて予測された最大放流量の値に基づくものである。

3 「3 大規模洪水と中小規模洪水の区別」について

被告国第2準備書面38及び39ページで述べたとおり、「大規模洪水」について厳密な定義があるわけではなく、明確に大規模洪水とそれ以外の洪水としゆん別することはできない。

4 「4 異常洪水時防災操作を開始してから、放流量が流入量と同じ流量になるまでの時間」について

異常洪水時防災操作を開始してから放流量が流入量と同量になるまでの時間は、ダムの上流域の降雨状況や貯水位等によって左右されるため、特定の所要時

間を回答することはできない。

なお、被告国第1準備書面10ページ及び43ページで述べたとおり、異常洪水時防災操作は、ダムが満水に近づくと放流量を流入量に近づける操作である。

5 「5 平成7年の洪水の原因について」について

平成7年7月洪水の際に、小田川から最大毎秒何立方メートルの流入があったのかは、観測されておらず、正確な数値は不明である。なお、水位が観測されている小田川の坊屋敷観測所における水位から換算した最大流量は、毎秒1152.85立方メートルであった。また、平成7年7月洪水をもたらした原因となる気象は、同月3日に発生した梅雨前線であった（乙A20号証）。

以上